

各市町教育委員会教育長
各市町立小・中・義務教育学校長

} 様

埼玉県教育局東部教育事務所長（公印省略）

任用期間が令和3年4月1日をまたぐ任期付職員等に係る勤務状況報告書の提出について（通知）

標記の件につきまして、別添通知（令和3年2月19日付け教職第1373－4号）による勤務状況報告書の提出先及び提出期限は、下記のとおりです。

記

1 提出先及び提出期限

提出者	提出先	提出期限
各市町教育委員会	東部教育事務所 総務・人事・学事担当	「3 報告対象者」のうち(1)のもの →令和3年3月8日（月） 〃 (2)のもの →令和3年3月1日（月）

※各市町立学校からそれぞれの教育委員会への報告期限については、各市町教育委員会の指示に従ってください。

2 報告対象者

- (1)任用期間が令和3年4月1日をまたぐ任期付職員（フルタイム・短時間）、臨時的任用職員
- (2)令和2年4月2日から令和3年3月31日までに採用された本採用職員

3 留意点

- ・ 報告の対象者がいる場合は、必ず報告が必要です。出勤簿の写しと併せて提出してください。
- ・ 対象者に休職・病気休暇等の期間がない場合は、休暇等の種類に「該当なし」と記入して報告してください。
- ・ 報告の対象者がいない場合は、報告不要です。

総務・人事・学事担当：石川、岡崎
（昇給に関する事）
TEL 048-737-2727